

## 令和5年度 第1回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 令和5年7月12日(水) 午前10時から
- 2 開催場所 春日井市役所4階 第3委員会室
- 3 出席者 委員  
会長 中尾 友紀(日本女子大学)  
副会長 田代 波広(障がい者生活支援センターJHNまある)  
大島 理恵子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)  
服部 浩子(春日井市手をつなぐ育成会)  
山本 松壽(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)  
宇佐美 紀浩(愛知県医療療育総合センター)  
戸田 輝子(春日井市保健所)  
高木 敏行(春日井公共職業安定所)  
後藤 義和(春日台特別支援学校)  
芝垣 正光(公募委員)  
永田 菜穂美(公募委員)  
小林 宏明(公募委員)  
事務局 健康福祉部 部長 神戸 洋史  
障がい福祉課 課長 清水 栄司  
同課 課長補佐 林 政男  
同課 課長補佐 林 千秋  
同課 障がい福祉担当主査 杉本 裕昭  
同課 認定給付担当主査 示野 大介  
同課 認定給付担当主査 秋田 沙耶加  
同課 主任 内田 慶太  
欠席者 加藤 鉦明(春日井市社会福祉協議会)  
市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)  
傍聴者 9名

### 4 議題

- (1) 第6次障がい者総合福祉計画の骨子案について
- (2) 障がい者施策推進協議会のスケジュールについて

### 5 【配付資料】

- 資料1 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 第1次から第5次計画期間の主な新規・拡充施策
- 資料3 第5次計画期間の主な新規・拡充施策及び今後の重点分野
- 資料4 第6次春日井市障がい者総合福祉計画の骨子案

- 資料 5 第 6 次春日井市障がい者総合福祉計画の基本理念と基本的視点案
- 資料 6 第 6 次春日井市障がい者総合福祉計画の施策体系案
- 資料 7 第 5 次障害者基本計画概要
- 資料 8 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像
- 資料 9 令和 5 年度春日井市障がい者施策推進協議会のスケジュール
- 資料 10 令和 5 年度第 1 回春日井市障がい者施策推進協議会 御意見・御質問の集計結果について（当日配布）
- 資料 11 座席表（当日配布）

## 6 事務局あいさつ

- 【事務局】 委嘱状の交付  
健康福祉部長あいさつ  
委員の自己紹介  
事務局の自己紹介  
当協議会の公開及び要点筆記による議事録作成についての確認  
資料の確認

### <議題（１）第6次障がい者総合福祉計画の骨子案について>

【事務局 杉本】

資料2～10について説明を行った。

【芝垣委員】

資料10 最初の質問について、愛知県教育委員会ではなく、春日井市の障がい福祉課が主催して、年に数回、障がいのあるお子さんがいるお母さん方に話をするという、具体的なプランはないでしょうか。

【事務局 示野】

春日井市地域自立支援協議会で、講演会の開催を毎年検討しています。自立支援協議会の中に、相談支援センターが集まる部会があり、委員が講演会を検討・企画し、年1回啓発講演会を開催しています。

【芝垣委員】

何人くらい集まっているのでしょうか。

【事務局 示野】

総合福祉センターの大ホールで開催しており、昨年度は定員150名に対して約100名が集まっていると記憶しています。実り多い機会を提供したいと思いますので、講師の候補などありましたら御教示ください。

【大島委員】

ライフライン事業所等と、「地域見守り活動に関する協定を締結」と書かれていますが、協定の内容は具体的にどのようなものでしょうか。

【事務局 示野】

新聞店や中部電力など、営業の方が地域住民のところに出向いたり、逆に銀行など住民の方が出てきたりするなど、住民と接する機会が多いライフライン関係業者や金融機関と地域見守りに関する協定を結んでいます。協定の内容は、例えば訪問時に留守で、中の様子に異常を感じたとき、事前に市のホットライン、専用電話番号を伝えてありまして、そこに連絡してもらおうよう協力をお願いしたりしています。協定を結んでいる事業者には年に2、3回集まっていただき、現状や事例の報告をしてもらったり、地域包括支援センター、警察、消防などの専門機関と地域の見守りに関して、どうしたら孤立死の防止、早期発見につながるかなど、アイデアを出し合ったりしています。

【山本委員】

資料10の最後にある精神保健福祉政策の推進では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）ができ、保健所の体制は整ったと聞いているので、対応をお願いします。

アンケートの中で、手続きが非常に煩雑で困っているとの意見が多くありましたので、配慮して進めていただければと思います。

**【中尾会長】**

本日決定するのは骨子と、基本的視点です。「資料5 第6次春日井市障がい者総合福祉計画の基本理念と基本的視点案」「資料6 第6次春日井市障がい者総合福祉計画の施策体系案」の内容が計画に直接書き込まれていくことになるため、この内容で載せてよいか、御意見をお願いします。骨子案は、第5次の内容を踏襲しており、大きな変更はないがよいか、お聞きしたいと思います。「資料5」の4つの基本的な視点については文言の修正が2カ所入っています。その内容で問題ないか、その他にも修正が必要な意見があれば伺いたいと思います。まずは「資料5」について、意見をお願いします。

**【宇佐美委員】**

基本的な視点については書きぶり、内容は必要なことが書かれており、視点自体はよいと思います。

**【山本委員】**

これでよいと思います。

**【服部委員】**

これでよいと思います。

**【大島委員】**

私もこれで大丈夫と思います。

**【田代委員】**

基本的には国の指針に基づいて骨子案が組み立てられています。その中でも、こういうことをより強めてほしい、具体的に取り組んではという意見が出ると、施策にも反映しやすいと思います。

自立支援協議会でも、医療的ケア児の課題や重層的支援体制など、今回の骨子案につながる課題が出てきています。第2回、第3回の施策推進協議会では、自立支援協議会の内容も反映していきたいと思います。取り組み内容についての意見があれば、教えてください。

**【高木委員】**

アンケートの自由意見にあったとおり、手続き上の煩雑さはあると思います。また、「基本的視点2」の中にあるアクセシビリティについて、施策を周知し、利用しやすさを少しでもカバーしていただくといいと感じました。

**【中尾会長】**

多数決で決めることはせず、自由意見の中にも重要な意見が入っており、そこから取り上げていくことは重要と思います。「基本的視点」で掲げられている中身について思うことを出していただくと、計画段階でどこを重視していくか考えられてよいと思います。

**【山本委員】**

「基本的視点2」のアクセシビリティについて、立派なシステムがあっても利用しやすさに配慮しないとうまく回りませんので、大事なところだと思いました。

**【後藤委員】**

学校としては自立と社会参加がキーワードになってくると考えています。骨子などに反映できるように進めていければよいと思います。

**【芝垣委員】**

資料6を見ると「2 障がい児の支援」の「医療的ケア児等への支援の充実」を重点としていますが、資料5の「基本的視点」の中では、どこから読み取ればよいでしょうか。

**【中尾会長】**

「基本的視点」については、すべてにわたっているという理解をしています。たとえば医療的ケア児の支援を充実させる際には、「基本的視点1」であるように、障がい児本人の権利を守り、意思をくみ取ることが重要です。家族がどう考えているのかも含め、考え方をまとめて権利を尊重していくということや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにするには、アクセシビリティが向上していることも重要になってきます。また、医療的ケアを受けている人は、ケアを受けているだけではなく、日常生活を送っています。学校に通ったり、遊び、スポーツなどの文化的活動、家族を含めた日常生活を考えると、横断的な支援が重要です。医療的ケア児とひとまとめにされていますが、個別性が高く、一人一人の異なる障がい特性に合わせてきめ細かく支援していくことも重要です。「資料6」の「基本的方向」に書かれてある一つ一つの背後に、「基本的視点」があると考えるとわかりやすいと思います。

**【永田委員】**

「基本的視点4 障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援」を重点的に出していただきたいと思います。アンケートの自由意見からも、個別の課題がたくさん出ています。障がいの種別だけではなく、個別の困難などの課題に対して、解決策を出していければよいと思いました。

**【中尾会長】**

基本的視点の中の「きめ細かい支援」が、計画に盛り込まれるようにということで、個々の実情に合わせた支援が展開されるのは大事なことだと思います。

**【小林委員】**

質問と提案です。質問の1点目は、障害者総合支援法の基本理念として、どこで誰と生活するかという選択の機会確保についてとありますが、計画の中で移行促進を具体的にうたっているのか、あるいはうたう必要があるのでしょうか。

2点目に、家族と暮らす障がいのある人たちが、不要な入所、入院をせずに暮らし続けられ、希望に応じて自立した地域生活に移行できるための、効果的な取り組みについて教えていただきたいです。

3点目は提案です。私は京都で、健常者と障がい者が、それぞれ困っていることはあると思います。同じ人間として芸術をともに楽しみ、また交流する場として、コンサートを開催したりする活動をしています。障がいのある人への講演や、文化芸術活動へのさらなる支援を春日井市でもできないかと思いますので、考えていただければと思います。

**【事務局 清水】**

どこで誰と生活をするのか、入所、入院せずに暮らし続ける効果的な取り組みについては、居住する場所とその選択は、基本的視点や取り組みに書いていますように、本人の意思を尊重し、意思決定支援を基本に置いて、最も望ましい居住場所を考えていくことが大事だと考えます。

入院・入所者がより適した所に住むことについて、福祉サービスとしては地域移行支援や、移行後に地域に定着するための地域定着支援などがあります。また、精神病院を退院時の退院促進の取り組みは、日々相談支援などでも進められていますが、地域移行支援・地域定着支援に関しては、請け負う事業者が少なく、自立支援協議会でも地域課題として、解決に向けて取り組みたいと考えています。

本人の意思を無視した「ここで暮らすことが望ましい」という決めつけを取り除きながら、本人の意思を最大限尊重したいと考えています。

**【中尾会長】**

全体的な福祉施策の流れとしては、本人の意思を確認しながらですが、大規模な施設から、地域の中で社会参加しながら、普通に生活できることを目指すことが基本にあります。その実現に向け、具体的な取り組みになってくると思います。グループホームなど、まだ数的に足りない部分があったり、地域の中で生活すること自体が本人の選択肢になかったりするのかもしれませんが。地域で生活する選択肢があることを伝えて広めていくために、サービスの量やアクセシビリティについて計画に盛り込まれていくとよいと思います。

**【小林委員】**

お題目で言うのは簡単ですが、どうやって実現していくのか、具体化していく必要があると思います。

**【中尾会長】**

「基本的視点」の具体的な中身として、どのようなことを計画に盛り込んでいくかということだと思います。皆さんの意見を伺いながら、視点についての理解を深めていければと思います。

**【戸田委員】**

精神保健の関係でいうと、障がいに至るまでの相談と対応は医療の力を借りる必要があり、医療と保健、福祉の連携が重要です。一方で、急性期では迷惑行為や他害行為などのトラブルにより、障がいに対する理解が得られないところもあります。障がい者理解の取り組みの充実や、障がい者の権利については、「基本的視点」に入っているのではよいと思います。今後具体的な取り組みを考える中で、障がい者差別の問題や、障がい者虐待の防止にも力を入れる計画になればと思います。

**【中尾会長】**

国の施策も、精神の分野があとから支援が始まっているところがあり、今後充実させていく分野だと思います。一般の方の理解が非常に重要なため、指摘された内容も、基本的視点の具体的な内容として含んでいることを、周知していくことができればと思います。

**【山本委員】**

厚労省から、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）の構築について言われており、保健所では、進め方についての骨子案もできたかと伺っています。市もそれに対応する取り組みを重点項目に取り上げていただければと思います。

**【中尾会長】**

障がいのある方たちの福祉計画ですので、精神の方も入っていることを踏まえて策定をお願いします。

**【大島委員】**

障がい児が自分で意思決定をすることと、家族など関係者にも配慮した両方の支援を考えると、難しい面もあると思います。子どもにとっても、よい場所で暮らし、よいサービスを受けられて、親にとっても苦労が減り、親子両方、ともによい暮らしができることが目指すところだと思います。そのために、足りないグループホーム等の設置や、今まではほぼ入所するしかなかった、入所するところもなかったところを少しずつ改善するなど、よりよい暮らしを目指してほしいと思います。

医療的ケアについては、普通の学校や保育園への通学・通所の希望も増えてきています。学校、保育園の関係者の理解を深めていってほしいと思います。

**【中尾会長】**

「資料6」に関して事務局からは、重層的支援体制の整備、医療的ケア児等への支援の充実について、国の施策でも重点が置かれているところであり、第5次計画より進めていくと

説明がありました。またそれ以外に、精神障がいの方の支援や、本人の意思を反映しつつ、家族が行き詰まることのないよう御家族の意思もくみ取っていくことについて御意見をいただきました。そのほか具体的な中身について、要望や意見をいただきたいと思います。

**【後藤委員】**

春日台特別支援学校に隣接する愛知県医療療育総合センター中央病院に入院している、医療的ケアを必要とする児童、生徒が、入院しながら院内学級で学習を進めています。中央病院の協力で、入院している子は手厚い医療的ケアをいただいております、その子どもたちが社会に出たとき、地域支援の体制が必要になると思います。学校としては、個別の教育支援計画をもとに、卒業後もしっかり支援につないでいくようしています。

**【中尾会長】**

学校を卒業した後の、継続しての支援を目指すのが重要で、連携も必要になってきますので、より充実してできればと思います。

**【戸田委員】**

全体的に障がい者総合福祉計画が量的支援から質的支援の充実に移行してきたという話があったとおり、質的支援を強化していく必要があると思います。特にグループホームや事業所は数年前に比べ圧倒的に増えていますが、そこで働く人材や関わる人たちが増えるほど、障がい者への理解の促進が重要になると思います。「資料6」の分野では「10 差別の解消及び権利擁護の推進」あたりが充実していくことを希望します。

**【中尾会長】**

単に福祉サービスや福祉施設ができるだけでなく、そこで働く人たちの人材育成や、一般の方の理解など、大事な問題が含まれていると思います。

**【宇佐美委員】**

愛知県の障がい福祉計画も 2024 年度から更新され、担当者と何ができるか検討しているところです。

医療的ケア児の支援の充実にについて、医療的ケア児支援法ができ、これまで支援を十分に受けられなかった医療的ケア児、家族への支援を、国、県、市町村のそれぞれが責務として取り組んでいくことが定められました。県も医療的ケア児支援センターを設置し、人材育成や電話相談などに対応しています。春日井市でも医療的ケア児の支援部会を設けて、関係者が重層的支援についての取り組みを具体的に進めているので、今後も医療的ケア児支援は充実されていくと思います。今の取り組みを福祉計画に具体的に盛り込んでいただくとありがたいです。

**【山本委員】**

高齢化が現実問題としてあります。家族会も平均年齢は約 80 歳となり、「8050 問題」が現実化しており、アンケートを見ても、会員の皆さんが心配されています。「資料6」の「1 生活支援」分野の基本的方向に太字で書かれている「重層的」な面で、しっかり対策を立てていただくとありがたいです。

**【中尾会長】**

障がい福祉サービスだけでなく、介護保険のサービスとの連携も、今後問題になってくると思います。

**【服部委員】**

質的充実と言われていますが、量の問題で、相談支援専門員はまだ不足しており、もう少し充実してほしいです。計画相談のマッチング待ちもたくさんいるので、解消されてい

くとよいと思います。また、文科省の障がい者の生涯学習支援事業が今年度で終わるので、市に引き継いでもらって、生涯学習の場が充実していくとよいと思います。

**【中尾会長】**

相談員の数の充実、そこが窓口になってスタートする、非常に重要な部分です。数の充実と技術の向上を図るという2つの側面があるかと思います。2点目も非常に重要なところで、今後できることがあれば進めていくことを考えていただきたいと思います。

**【大島委員】**

医療的ケアに関して、ケアを始めた当初に比べ、年を追うごとに重症化し、家庭での医療的ケアの内容が増えてきています。母親にとっては毎日24時間のことなので、少しでも早く取り組みをしてほしいです。医療的ケア児の部会でも、話し合いだけではなく、何か取り組みがあるように一歩進めていただきたいと思います。

「資料6」の「8 情報アクセシビリティ」にある「情報提供の充実」に関しては、サービスなどの情報提供だけではなく、人材育成が問題であれば、人材育成のための制度などの情報を提供していただければよいと思います。

**【田代委員】**

医療的ケア児の課題については、市の責務が法的にうたわれている以上、もう一度自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会の中で、どのくらい対象の方がいて、各ライフステージでどのくらい支援が充実すれば、学校などにも制限なく通えるか、調査しようと考えています。また法律上、家族への支援が強くうたわれているので、協議会の中では、家族も疲弊せず、長く一緒に生活し続けられるように「レスパイト」的な取り組みをしていこうと考えています。

人材について、法律の中では介護職員等が講習を受け、医療的ケアの介護に入れるようにという考えがありますが、部会で話を聞いていくと、看護師でも医療的ケアを要する人と関わっていないと、「怖くてできない」という意見が挙がっており、看護師の人材も部会発信で育成ができればとの意見が出ています。具体的にどのように進めていくかは、部会で詰めているところです。今後福祉計画に、具体的な取り組みとして挙げられたらよいのかなと思います。

重層的支援については、プライバシーもあり難しい部分も感じています。支える側と支えられる側とわかれていたのが、地域包括支援ということで、助け合っていくというのが今の方針ですが、隣近所も分からない時代に「助け合い」というのは難しいところもあります。しかし、重層的支援体制の整備が昨年度から地域福祉課主導で始まり、いろいろな事例が上がってきています。皆さんも取り組みに参加し、いろいろと伝えてほしいと思います。地域包括支援体制の中には、精神も「にも包括」として入っていますので、「にも包括」も重層的支援体制も整合性を高めながら、一緒に取り組んでいけないといけないと思います。ただ、精神の方は、急性期などには医療とのつながりも大きく、少し別になる部分もあると思うが、「にも包括」ですから、精神の方も取りこぼさないように一緒に取り組んでいくことが重要だと思います。

介護保険がかかわってきた事例ですが、私が担当している、長年精神障がいでも就労支援継続B型に通っている、ある女性のケースです。その女性から、両親が80歳代になり、父の認知症状が進んでいると相談がありました。訪問したところ、父は車の事故を起こしており、免許証の返納について困っていたり、銀行も口座が分からなくなっており、支援が必要な状況でした。このケースでは、地域包括支援センターに相談し、どのように父親を支援につなげたらよいかと進めていくことになりました。そのような例が、地域の中で世帯ごとに進ん



でいます。障がい福祉課だけでなく、横断的にいろいろな部署をまたいで連携を取っていかないと、福祉計画で掲げても計画だけになってしまいます。具体的に取り組めるような計画を作っていくことが重要だと思います。

**【小林委員】**

様々な方の協力や応援がないと、うまく進んでいかないと思います。きっかけとして、1つのものを立ち上げて、みんなでやっていこうというものができれば、人も物も集まるし、よい方向に変わっていくと思います。先ほど紹介した京都での活動も、最初は小さなところから輪が広がり、認知され、各方面から手助けや参加をする人が増えていきました。これが大事なことで、周りの人々を巻き込んでいかないと、動いていかないと思います。

そのための機運をつくるために、「資料6」にある「5 文化芸術活動の推進」を手段としてやっていただきたいと思います。

**<議題（2）障がい者施策推進協議会のスケジュールについて>**

**【事務局 杉本】**

資料9に基づき説明を行った。

**【中尾会長】**

第2回の協議会は8月28日に行われます。ここで皆さんの御意見や、7月26日に予定されている、自立支援協議会での意見も踏まえて、計画を策定していきます。次の会議のときには、具体的な計画の中身について御意見を伺うこととなります。計画は、アンケートを踏まえて立てていくこととなりますので、アンケートの自由意見にもよい意見がたくさんあります。次回の協議会のときに、もう一度伺いますので、それぞれ意見を集約したり、アンケート結果などに改めて目を通してもらって、持ってきていただけたらと思います。

**【清水課長】**

全体的にみると、社会的資源は増えてきていると感じており、両極端なのかなと思っています。就労系の事業所などは数が増えてきており、質的な向上が必要ではないかと感じている一方、服部委員からありましたように、計画相談の相談員や、医療的ケアの事業所、強度行動障がいの支援の場所などは絶対的な量が少なく、考えていかなければならないと思っています。

計画は、理念、考え方を形にしている部分はありますが、具体的なところをどう進めるかが重要です。具体的な視点を盛り込む中では、より具体的な意見を吸い上げる目的を持つ、自立支援協議会の意見を丁寧に聞き、春日井の地域課題を吸い上げて、施策の具体的なところに反映させ、市として推進していきたいと思っています。

**【神戸部長】**

骨子案について、事務局説明で「第5次をベースに」という説明がありましたが、自立支援協議会や委員の意見をお聞きしながら、10月の中間案までは変更はあり得る話と考えています。

量的から質的という話もありましたが、1人の人間を救おうと思うと、具体論でどうしていくかが非常に大事になってきます。大島委員から話がありました個別避難計画について、福祉計画には「災害時の避難支援の実効性を高めるため障がい児、要配慮者の避難支援の個別計画の策定を進めます」とだけしか書かれていません。しかし、例えば人工呼吸器を付けている人が災害でバッテリーが切れた場合の対応をどうするのか、また、避難するときに避難所か福祉避難所なのか、バッテリーがあれば家庭のほうがいいのかなど、いろいろなこと

を考えなければなりません。今日は、まだ具体化していない中で議論しづらかったと思いますが、個別意見として言うていただければと思います。

小林委員から意見がありました。アートの世界には、個人的に大変関心を持っています。私が担当していた15年前は、障がいの分野でアートは全然ありませんでした。そんな中で、けやき福祉会の方に現場を見に来て欲しいと言われて、障がいの方が作品を製作している姿を見て、感動したことがありました。日本では障がい者のアートはまだ遅れていますが、海外では障がい者が描いた絵が高い値段で売られ、生産活動になっており、日本でももっと発展の可能性があると思います。

また、コロナの関係でストップしていたことをリスタートしていくことが、保健医療の分野では大事です。避難計画も、コロナ前に保健所に研修で主体となって進めてもらっていて、市民安全課も入って話をしていたことがストップしていました。レスパイトもこれからスタートしていくことが大事で、そういうことを踏まえ御意見をいただければと思います。

**【事務局 清水】**

次回の第2回協議会は8月28日（月）の開催を予定しています。本日いただいた御意見の他、第6次計画で重点的に取り組む項目等について、改めて意見がありましたら、皆さまに周知させていただきます。

以上

上記のとおり、令和5年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

令和5年8月20日

会 長 中尾 友紀  
副会長 田代 波広